

各局区長・独立機関事務局長 様

財 政 局 長
(財政部財政課)

令和 8 年度当初予算編成方針について（通知）

令和 8 年度当初予算編成方針を次のとおり通知する。

記

1 国の予算編成の動向等

6 月 13 日に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針 2025」（「骨太の方針 2025」）において、国は、「賃上げこそが成長戦略の要」との考え方に立って、最低賃金の引き上げを含め、物価上昇を安定的に上回る賃上げを実現し、そして、国民が「今日より明日はよくなる」と実感でき、ふるさとへの思いを高めることができる「新しい日本・楽しい日本」の実現を目指すこととしている。

加えて、関税措置による国内産業・経済への影響と足元の物価高という当面のリスクへの対応及び賃上げを起点とした成長型経済の実現、人口減少下における持続可能な経済社会の構築、人中心の国づくり、不確実性が高まる国際情勢に備えていくこととしている。

さらに、経済再生と財政健全化を両立させる歩みを更に前進させるため、経済あつての財政の考えの下、2025 年度から 2026 年度を通じて、早期の国・地方を合わせたプライマリーバランスの黒字化を目指したうえで、「経済・財政新生計画」の期間（2030 年度まで）を通じて、プライマリーバランスの一定の黒字幅を確保しつつ、債務残高対 GDP 比を、まずはコロナ禍前の水準に向けて安定的に引き下げることを目指すこととしている。

また、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 改訂版」（6 月 13 日閣議決定）を策定し、賃上げと投資がけん引する成長型経済を実現するため、中小企業・小規模事業者の経営変革の後押しと賃上げ環境の整備、投資立国の実現、スタートアップ育成と科学技術・イノベーション力の強化、人への投資・多様な人材の活躍推進、資産運用立国の取組の深化、地方経済の高度化等に、官民が連携して取り組むことで、賃上げを起点として、賃上げと投資の好循環を確実なものとし、さらに、その好循環の拡大と加速を図ることが重要であるとしている。

8 月 8 日の閣議において、財務大臣は「令和 8 年度予算の概算要求について」を示したが、歳出全般にわたり、施策の優先順位を洗い直し、予算の中身を大胆に重点化するとともに、物価上昇に合わせた公的制度の点検・見直しも踏まえ、経済・物価動向等を適切に反映するとしている。

具体的には、年金・医療等のいわゆる自然増として 4,000 億円の増額を見込む中、高齢化による増加分に相当する伸びに、経済・物価動向等を踏まえた対応に相当する増加分を加算することとしている。

また、裁量的経費の要求は前年度当初予算額の範囲内としたうえで、物価高騰対策を含む重要政策の推進のため、その額に 20%を乗じた額の範囲内で要望することができることとしている。

なお、国の予算編成の動向は不透明であり、予算編成過程における検討事項とされたいわゆる高校無償化、給食費無償化、幼児教育・保育の支援、物価高騰対策を含む重要政策のほか、地方交付税、社会保障制度、税制改正などについて、注視し対応を図っていく必要がある。

2 本市の財政状況

令和6年度一般会計決算では、財政の硬直度を示す経常収支比率は、対前年度2.5ポイント増の95.3%となった。普通交付税の再算定により一般財源が臨時的に増加した令和3年度を除き、直近5年間は92～95%台と高い水準で推移しており、今後の新たな財政需要への対応が困難になるおそれがある。また、一般会計の市債残高は、約4,933億円となり、直近5年間で、災害復旧債等の増加などにより約156億円増加している。今後、投資的経費の増加に伴う公債費負担の増加に対処するには、引き続き市債発行額を適正に管理していくことが必要となっている。

令和7年度の当初予算編成では、既存事業の見直しや社会全体の財産を有効活用した取組の実施、国の補助金・交付金等や財政上有利な市債を積極的に活用した上で、「安心感がある温かいまち」、の実現に向け、「暮らしの安心感」及び「経済的な安心感」を高めるための取組や、「未来に夢や希望が持てるまち」の実現に向けて、こどもや若者がこのまちに住みたいと思うことができ、将来にわたって持続可能なまちづくりを推進するための取組に予算を重点配分するなど、経費の節減や財源の確保と事業の優先化を徹底したが、なお約58.4億円の財源不足が生じ、財政調整基金をはじめとする各種基金の大幅な取り崩しにより対処したところである。また、今後の財政見通しでは、令和8年度から14年度において、70億円から92億円の大幅な財源不足が発生し、厳しい財政状況が続く見込みとなっている。

令和8年度予算編成に当たっては、歳入においては依然として、市税、地方交付税などの一般財源総額の大幅な増加は見込みにくい状況にあり、歳出においては、物価高騰や賃上げの影響、大規模事業の実施、社会保障関係経費の増加が見込まれ、財政運営は厳しい状況である。

3 令和8年度予算編成方針

(1) 基本認識

静岡市の人口は、1990年にピークを迎え、日本全体の人口のピークである2008年より、18年も早く、人口減少が始まっており、他都市と比べても深刻さが際立っている。また、静岡市独自の推計では、このまま有効な対策を取らなければ、2050年には人口が約49万人まで減少することを見込んでおり、静岡市の人口減少は大変厳しい状況にある。

このまま人口減少が進行すれば、地域経済の縮小や生活関連産業の衰退、雇用機会の減少など、日常生活への直接的な影響は避けられず、特に若年層の流出などによる定住人口の減少に伴い、市の歳入が減少することで、行政サービスの維持にも支障をきたす恐れがある。

こうした状況の中、市民の暮らしへの影響を軽減するためには、若者が魅力のある仕事に就き、将来に希望を持てることや、静岡市内で子どもを持ちたいという希望が叶えられることなど、多くの人が住みたいと思えるまち、とりわけ若い世代の人がこのまちに残って暮らしたいと思えるまちに変わるため、長期的な視点に立ち、将来の収益のための投資を積極的に行うなど、新たな市政運営が必要である。

(2) 基本方針

① 積極的な財政出動

新たな市政運営の推進に向けては、厳しい人口減少の現状を直視した上で、どうすれば人々が幸せを感じ、住みたいと感じられるまちになるかを考え、人口減少を緩やかにするための政策を形成し、行動に移していくため、現在、総合計画の見直しを実施している。

令和8年度は、見直し後の第4次静岡市総合計画を踏まえ、静岡市が持つ多様な魅力を最大限に活かして、多くの人や企業が集まり、「稼ぐ力」を強化することで、経済的に成長するまち、また、子育て世代が安心して子どもを産み育てられるまちへと変わり、「誰もが幸せを実感し、住みたいと感じられるまち」を実現するため、財政の健全性を維持しつつ、新しいまちづくりへの投資など積極的な財政出動を行う。

② 予算を重点配分する分野（重点政策）

ア 健康長寿の推進

誰もがつながりを感じる地域の中で、心身ともに、健やかに安心して暮らせるまちの実現に向けた取組

イ 子育て支援と学びの充実

温かい地域に支えられ、安心して子どもを産み育てることができ、子ども・若者が健やかに育つまちの実現に向けた取組

すべての人が、多様な学びと地域の教育力に支えられ、こどもの可能性が広がり、大人の心が豊かになるまちの実現に向けた取組

ウ 災害対応力の強化

災害から命と暮らしが守れるまちの実現に向けた取組

エ 地域経済の活性化

地域の「稼ぐ力」が強化され、魅力ある雇用が生まれ、所得が高まり、やりたい仕事でいきいきと働くことができるまちの実現に向けた取組

食、芸術、歴史、スポーツなど多様な文化で人々の心が豊かになり、来訪者の増加を通じて地域の「稼ぐ力」が高まるまちの実現に向けた取組

③ 政策効果の最大化

ア 地域の「稼ぐ力」の強化

静岡市の危機的な人口減少を緩やかにするためには、魅力あるまちづくりを推進し、人と投資を呼び込むことで、地域の強みを生かした産業の「稼ぐ力」を強化し、魅力ある雇用の創出や所得の向上を図る取組を推進する必要がある。

具体的には、企業の新規立地や既存工場の刷新、農業・水産業の収益性の向上などを戦略的に推進するとともに、市内の観光消費の拡大につながる取組などを積極的に行う。

イ 人口減少対策の強化

静岡市の人口減少が厳しい状況にある中、人口減少の要因とその根底にある原因を明らかにし、市の実情に即した効果的な対策を速やかに取り組む。

令和7年1月に最終報告を行った「静岡市の人口減少の要因分析と対策に向けた調査研究」を踏まえ、仕事と子育てが両立しやすい環境の整備、婚姻率の向上に向けた多角的で複合的な結婚支援など人口減少対策を積極的に行う。

ウ 共創による取組

社会が大きな変革期にある中、多様かつ複雑な社会問題の解決や新たな価値の創出に向けて、行政が仕組みの構築などの下支援を行い、市民や地域社会と共に政策を創り上げる「共創」による取組を推進する。

そのためには、「論理」と「根拠」に基づき政策を立案した上で、それをわかりやすく提示し、地域社会や市民の「共感」を得て実行する「根拠と共感に基づく政策執行」を推進する。

エ 社会共有資産の利活用

「静岡市社会共有資産利活用基本方針」に基づき、市有資産だけでなく、民間資産を含めた社会全体の資産を有効活用するための取組を推進する。特に市が保有する土地や建物といった資産については、その価値を最大化するための資産利活用を推進し、社会便益の最大化を図る。

具体的には、将来人口規模に応じたサービス最適化の検討結果を踏まえ、公共施設の複合化や統廃合、機能及び配置の見直し等を積極的に行うとともに、未利用・低利用の土地などの民間資産の利活用を推進する。また、行政目的を終えた市有資産の積極的な売却や貸付を行い、有効活用を促進する。

オ 効率的かつ効果的な行政経営

収入確保やコスト削減、民間資金の活用、民間事業者との協働・連携など第4次総合計画の取組を確実に予算に反映する。加えて、人員・組織・財源などの経営資源を効率的かつ効果的に活用するため、既存事業の廃止・縮小に向け、事業効果が低い取組、事業目的・効果が重複する取組などをゼロから徹底的に見直すとともに、デジタル技術を活用した仕事の仕方の見直しなどの業務変革に向けた取組を進め、業務効率や行政サービスの質の向上を図る。

カ 国の交付金や有利な市債等の積極的な活用

新しい地方経済・生活環境創生交付金等の国が推進する取組に対する補助金・交付金等を積極的に活用するとともに、公共施設等適正管理推進事業債やデジタル活用推進事業債など財政上有利な市債を積極的・効果的に活用する。また、ふるさと納税による寄附金収入の増加に向け、積極的に取り組む。

(3) 具体的な取組

以下に掲げる事項に基づき、予算要求を行うとともに、大胆に市政を変革するため、これまでの延長上の考え方にとらわれず、十分に検討や創意工夫を行った上で予算要求を行うこととする。なお、財源見込の状況及び予算要求の状況を踏まえ、予算編成を行うものとする。

<全般的事項>

- ① 当初予算は通年予算として編成することから、年間所要額を的確に見積もること。
- ② 市民目線に立ち、社会経済の将来動向や最新の科学技術等を考慮の上、既存のすべての事務事業についてゼロからの見直しを徹底的に行い、コスト意識を徹底する中で、必要性、有効性を厳しく検証し、真に必要なもののみ要求すること。
- ③ 要求する事業、特に政策的経費は、将来の目指す姿から逆算して現在取り組むべきものとする。また、具体的なデータ等の数値に基づき現状・課題、目的、事業内容、費用対効果及び効果検証の方法などを整理し、事業費を精査した上で要求すること。
- ④ 業務見直し・効率化プロジェクトチームを中心に各局において実施している既存事業の廃止・見直し結果を予算要求に反映させること。
- ⑤ 3(2)②の予算を重点配分する分野におけるソフト事業の新規及び既存事業の拡充(重点ソフト事業)については、総合政策局から示された方針に沿って、第4次総合計画の達成目標に向けた事業の実効性、効率性等を十分分析、検証し、必要額を要求すること。
- ⑥ 投資的経費のうち、大規模事業(総事業費5,000万円以上)は、総合政策局の内示における指示事項を踏まえて要求すること。
- ⑦ 資産利活用の対象となる公共建築物の大規模改修・修繕、建替え等については、総合政策局からの内示に基づき、事業費を精査した上で予算要求すること。
- ⑧ 弾力的な財政運営を維持・継続するため、市債の発行を制御することなどにより、市債残高を適正に管理する。
- ⑨ 国県補助金等を財源として実施している事業の補助制度が廃止される場合、及び認証が得られる見込みがない場合においては、減額される国県補助金等に対する一般財源の補てんを行わないので、予算要求をしないこと。

- ⑩ 国県補助金等を財源に実施している事業は国の動向に注視し、制度が改正された場合においては、改正内容に対応した要求とすること。
- ⑪ 今後、国の動向を注視し、令和7年度補正予算の編成の動きがあった場合には、令和8年度当初予算からの前倒しなどを行い、財源の確保に努める。

<歳入に関する事項>

歳入については、過去の実績や今後の見通し等を分析し、的確な額を見込むこと。

① 市税・保険料等

市税や国民健康保険料等各種債権については、法令に基づく適正な債権管理の推進に努め、収納率の一層の向上、債権回収に最大限の努力を払い、的確な額を見込むこと。

② 使用料・手数料

使用料及び手数料は、受益と負担の明確化の観点から、必要な見直しを行うこと。

なお、使用料の料金改定等により増収が図られる場合は、その収入相当額（増収分）について別の事業要求を認める。

③ 未利用財産の処分

静岡市市有資産活用方針に基づき、学校跡地などの未利用財産については、民間発案制度や貸付料の減免などの新たな取組を活用し、積極的に売却や貸付を行うことで、財源の確保を図ること。

④ 新たな財源確保

企業版ふるさと納税、広告料収入やネーミングライツの導入などの新たな財源確保を行う場合については、その収入相当額の事業要求を認めるので、積極的に検討すること。

<歳出に関する事項>

① 経常的経費

ア 枠配分経費

枠配分経費は、局ごとに、別途財政課から示す一般財源額を上限とし、新たな発想や創意工夫により事業を再構築し予算案を作成すること。

イ 人件費

静岡市職員適正配置計画に基づき、増員すべきは増員し、減員すべきは減員するといった視点を重視して、定員の適正化を図るとともに、総人件費の抑制に努め、総務局からの内示を踏まえて必要額を要求すること。

ウ 扶助費

国庫補助負担事業については、制度改正等の動向に十分留意するとともに、増加する扶助費に対し、国県の政策と連携し、抑制を図り、的確に予算に反映するように努めること。

なお、市単独事業については、制度の改廃も含めてその在り方を十分検討し、抑制に努めること。

② 政策的経費

ア 重点ソフト事業

総合政策局から内示を受けた新規及び既存事業の拡充については、成果指標やKPI（重要業績評価指標）と事業期間（終期）を明確に設定した上で、内示における指示事項を踏まえ、内示された金額を上限として要求すること。

なお、その他の継続事業については、前年度の一般財源額を超えない範囲で要求すること。

イ 投資的経費

(ア) 大規模事業（総事業費 5,000 万円以上）

総合政策局が内示する金額を上限として、内示における指示事項を踏まえて要求すること。

a 補助・直轄事業については、後年度負担や適切な規模・単価等を精査し要求すること。

b 例年計上する市単独事業については、局ごとに、事業の優先度を十分吟味したうえで要求すること。

c その他の市単独事業（施設整備事業（箱物）等）については、規模・仕様・単価を十分精査し要求すること。

(イ) 臨時の事業

事業実施の必要性や所要額等を十分精査した上で、事前に財政課と協議が整ったものを要求すること。なお、要求額については、局ごとに前年度の一般財源額を超えない範囲とすること。

(ウ) その他の事業

毎年平準化して実施する普通建設事業のうち、総事業費 5,000 万円未満の事業で、内容、金額を十分精査し、局ごとに、別途財政課から示す一般財源額を上限として要求すること。

(エ) 災害復旧費

内容、金額を十分精査し、必要額を要求すること

(オ) 「公共事業の品質向上とコスト削減の取組」の内容を予算に反映させること。

(カ) 資産利活用の対象施設の大規模修繕・建替等については、総合政策局からの内示に基づき、事業費を精査した上で予算要求すること。

ウ 政策的経費（枠配分）

(ア) 補助金、負担金

内容、金額を十分精査し、局ごとに、別途財政課から示す一般財源額を上限として要求すること。

(イ) 施設維持管理経費

毎年平準化して実施する維持管理的な事業のうち、施設の長寿命化など将来の財政負担軽減効果が期待できる取組などで、内容、金額を十分精査し、局ごとに、別途財政課から示す一般財源額を上限として要求すること。

(ウ) その他の政策的経費

上記ア、イ（(ウ) 除く）、ウ、下記エ、オ以外のその他の経費は、内容、金額を十分精査し、局ごとに、別途財政課から示す一般財源額を上限として要求すること。

エ 政策的経費（枠対象外）

(ア) 繰出金、出資金、貸付金、積立金

内容、金額を十分精査し、必要額を要求すること。

なお、特別会計及び企業会計への繰出金は、事前に財政課と協議を行った上、十分精査し、企業会計については経営計画を踏まえ、必要額を要求すること。

(イ) 事業費変動経費

毎年実施する維持管理的な事業のうち、事業内容がほとんど変化しないが事業費の増減が年度間で著しく大きな事業などで、事前に財政課と協議を行った上、内容、金額を十分精査し、必要額を要求すること。

(ウ) その他の政策的経費

重点ソフト事業の対象外であるが政策的に実施する事業などで、内容、金額を十分精査し、局ごとに、別途財政課から示す一般財源額を上限として要求すること。

オ 臨時経費

(ア) 事務効率化推進経費

デジタル技術を活用した事務の効率化や仕事の仕方の見直しを実施するための経費で、事業実施の必要性や所要額、費用対効果などを十分精査した上、事前に財政課と協議が整ったものを要求すること。

(イ) その他臨時経費

他の編成区分で予算化できない単年度の臨時経費で、事業実施の必要性や所要額等を十分精査した上、事前に財政課と協議が整ったものを要求すること。

なお、要求額については、局ごとに、前年度の一般財源額を超えない範囲で要求すること。

③ 物価高騰等への対応

労務単価や資材価格の上昇等に伴う物価高騰の影響を踏まえ、コスト意識を徹底するとともに、必要な機能や規模等を十分に検討し、創意工夫を行った上で、次のとおり対応すること。なお、入札不調や事業の執行不能に陥ることがないように物価高騰等の影響を適切に見積もり、反映すること。

ア 投資的経費のうち、大規模事業（総事業費 5,000 万円以上）は、総合政策局からの内示額の範囲での要求とする。

イ その他経費（光熱水費等）については、今後の動向を踏まえ、必要な額を予算編成の中で加算する。

(4) 特別会計・企業会計

① 特別会計及び企業会計についても、上記（3）に準じて具体的な取組を進めること。

② 特別会計及び企業会計は独立採算を原則としているので、中期的な経営見通しに立って、収益の確保、経費の削減など、一層の経営の合理化に努め、一般会計からの繰入金の減額を図り要求すること。

(5) その他の留意事項等

① 出資団体及び補助金等を交付している各種団体等の経営・経理状況を十分把握するとともに、この予算編成方針及び趣旨を周知徹底すること。

② 附属機関等（審議会、協議会等の外部の合議制機関）を新たに設置しようとする場合は、総務局との調整が整ったものについて、必要額を要求すること。

③ 監査委員、外部監査人が行う監査による指摘事項等は、改善に向け取り組み、その内容を予算的に的確に反映させること。